『教えて、BUN先生』





vol.2 「物」の区分



前回から始まったこのコラム、まずは「区分」から、ということだったわね。 じゃ、先生、お願いします。

はいはい、今回もよろしくね。まず、次の図を見てください。廃棄物処理 法上「物」は有価物と廃棄物に分かれます。いろんな先生が、いろんな分類、 系統図を書いたりしているけど、あんまり正確性を追求して、わかりにく くしては元も子もないんで、初心者のうちは「厳密性」は多少犠牲にして、 シンプルな形で覚えた方がいいと思います。





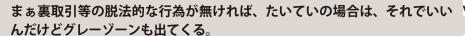
特管物の話などは次のステップでってことね。了解、話進めてください。

まず、世の中の物体は「有価物」と「廃棄物」に分かれます。まぁ、厳密 に言うと廃棄物処理法では「気体と放射性廃棄物は除く」と規定している から、普通の固体と液体ってことだね。





人がお金を出して買ってくれる「物」が「有価物」で、処理料金を払わなければ、 持ってってくれない「物」が「廃棄物」ってことでいいですか?







「グレーゾーン」って、たとえば?

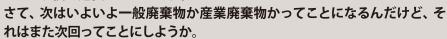
たとえば、一つは「0円取引」だね。ただで引き取ってくれる「物」は、果たして有価物なのか廃棄物なのか?ただで持ってってくれるって人物に委託していいのか?もう一つ紹介すれば「手元マイナス」ってパターン。たしかに買い取ってくれるって人はいる。しかし、その人のところに運ぶ運搬賃の方が高くついちゃう。具体的には「うちの工場まで持ってきてくれれば30円で買うよ」と言う人がいたとしても、その工場に運ぶ運搬賃が200円かかる。つまり、1個運ぶごとに、排出者は「200-30=170円」の持ち出しになっちゃうってパターンだね。





たしかに「0円取引」「手元マイナス」のパターンは「人は買ってくれるか」 だけでは判断は着かないわね。こんな時は、どうするの?

定説とされているのは「総合判断説」という理論。物が廃棄物かどうかは、「物の性状」「排出の状況」「通常の取扱形態」「取引価値の有無」「占有者の意志」「その他」といった要因について総合的に判断する(総合判断説)とされている。でも、これは相応に難しいことから、「深掘りコラム」ということで、書いといたから、後で勉強しておいてね。





「総合判断説」

廃棄物処理法では第2条第1項で「廃棄物」を定義している。

「(定義) 第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く)をいう。」

しかし現実の運用として、たとえば、社会一般に「廃油」と言われる「物」であっても、買取がなされている場合は廃棄物処理法の適用を受けない場合が多い。同様に「汚い」というだけで廃棄物処理法が適用されるものでもない。「それでは、廃棄物処理法の対象となる廃棄物とはなんぞや?」が、以前から具体的な事案でも争議の種となり、幾度となく裁判も行われている。

環境省(旧厚生省)は廃棄物処理法がスタートした直後は「客観説」の立場であったが、程なく「総合判断説」の立場となり、 このことは、平成11年3月の最高裁判決でも是認された。この裁判を「おから(豆腐から)裁判」と呼んでいる。

総合判断説については、直近では平成25年3月に環境省から発出された「行政処分指針」でも、詳細に解説されている。 しかし、「総合的に判断する」ということは、判断する人間の判断基準によって左右されることも多く、具体的には買い取る人物がいるものの、排出側では、輸送費が買取値より高くなり、結局「排出者の手元ではマイナス」となってしまうケースや、環境基準未満ではあるものの有害物質を含んでいる物等、判断に窮する物質も少なくない。

こういった事案が実際に起きた場合は、地元の行政窓口に相談してみることが必要と考えられる。

BUN先生の今回のまとめ



通常は人が金を出して買ってくれる「物」が「有価物」で処理料金を 払わなければ持ってってくれない「物」が「廃棄物」。 でも、グレーゾーンのケースでは、総合判断説できっちり判断。



総合判断説の「要因」とされるものには、 どのようなものがあるか? 答えは次回のメルマガで(^-^)/

前回の問題の解答



廃棄物は大きく、 なにとなにに区分されますか?



一般廃棄物と産業廃棄物

JUDGEMENT

